

令和 6 年度(2024 年度)

「こうのとりのゆりかご」の短期的検証について

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会

令和 7 年(2025 年)5 月 28 日

1 こうのとりのゆりかごの運用状況に
関する短期的検証について

令和7年（2025年）5月28日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会

部会長	安部	計彦
委員	丸住	朋枝
〃	堀	浄信
〃	岩井	正憲
〃	遊亀	誠二

令和6年度「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、6ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに「ゆりかご」には14件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

（1） 違法性の検討について

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの慈恵病院の「ゆりかご」の運用状況に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

子どもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

（2） 許可時の留意事項の遵守状況について

（ア）子どもの安全の確保

預け入れられた後の子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

（イ）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

（ウ）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

2 専門部会で述べられた主な意見

- ・ ゆりかごの扉の外に設置された、「ピヨカード」の取組については、父母の直筆で書かれたものが残ることで、出自を知りたいと思った時に有効なものとなり得る。
- ・ 母親に対するフォローは病院だけで出来ることは限られているので、行政と連携して支援出来るシステムが望ましい。ゆりかごに預け入れた後の支援が難しいのであれば、ゆりかごに預け入れる前に、妊娠中からの女性たちの支援ができるとうい。
- ・ 望まぬ妊娠については、学校や産婦人科からの一方的な性教育でなく、自分たちで考える取組が若い世代には大事なことである。
- ・ 預け入れ者が残した手紙などの情報については、内容によってはこどもに渡す時期が難しく、加えて、法的には預け入れ者のプライバシーに関わる部分もあり、情報の取扱いには難しい問題がある。
- ・ 親族の支援だけでなく、社会的な支援がより充実することで、預け入れに至ることなくこどもを育てていくことができる可能性がある。また、ゆりかごへの預け入れを契機として、支援につながる可能性がある。
- ・ 匿名性が担保されることで、預け入れ者が安心して身元情報以外の情報について残す場合がある。

3 預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。

別紙

1 公表の期間 年度毎の1年間とする。

2 公表項目 下記の25項目とする。

	項 目	区 分
1	件数	件数
2	発見日時	7区分:日曜～土曜
3		4区分:0～6、6～12、12～18、18～24時
4	性別	2区分:男女
5	年齢 ※1	3区分:新生児、乳児、幼児
		うち早期新生児(生後7日未満)
6	体重(新生児のみ) ※2	3区分:1,500g未満、2,500g未満、2,500g以上
7	健康状態 ※3	2区分:良好、要医療
8	身体的虐待の疑い	有無
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数
10	子どもと一緒に置かれていたもの(着衣以外)	有の件数
11		父母等からの手紙 有の件数
12	熊本市が戸籍を作成した件数 ※4	有の件数
13	父母等からの事後接触 ※5	有の件数
14		時期 4区分:当日、1週間未満、1ヶ月未満、1ヶ月以上
15	父母等の居住地 ※6	11区分
16	父母等引取り	有の件数
17	母親の年齢	5区分:10代、20代、30代、40代、不明
18	預け入れに来た者	5区分:母親、父親、祖父母、その他、不明
19	出産の場所	5区分:医療機関、医療機関(推測)、自宅、車中、その他(上記以外)、不明
20	母親の婚姻状況	5区分:既婚(婚姻中)、離婚、死別、未婚、不明
21	ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	5区分:車(自家用車)、航空機、新幹線等鉄道、その他(上記以外)、不明
22	家庭の状況	3区分:ひとり親家庭、婚姻世帯、その他
23	きょうだいの状況	4区分:あり、うち3人以上、なし、不明
24	子どもの実父	6区分:母親と婚姻中(夫)、母親と内縁関係、その他(恋人等)、その他(詳細不明)、実父に別に妻子あり、不明
25	ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)(預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類) ※7	10区分:生活困窮、親(祖父母)等の反対、未婚、不倫、世間体・戸籍、パートナーの問題、養育拒否、育児不安・負担感、その他、不明

※1 年齢(子どもに添えられていた手紙や医学的判断から推定)

- ・新生児 → 生後1ヶ月未満
- ・乳児 → 生後1ヶ月～生後1年未満
- ・幼児 → 生後1年～就学前

※2 体重(新生児のみ)

1,500g未満(極低出生体重児)、1,500g～2,500g未満(低出生体重児)、2,500g以上

※3 健康状態

- ・良好 → 医師による健康チェックの結果、異常なし。
- ・要医療 → 医師による健康チェックの結果、精密検査等なんらかの医療行為を要する場合。

※4 熊本市が戸籍を作成した件数

棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。

※5 父母等からの事後接触

親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。

※6 父母等の居住地

父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの
熊本県内、九州地方(熊本県以外)、四国地方、中国地方、近畿地方、中部地方、関東地方、
東北地方、北海道地方、国外、不明

※7 ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)

複数の項目に該当する場合、それぞれの項目に計上

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.50）
（検証対象期間：令和6年（2024年）4月1日～令和6年（2024年）9月30日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和6年度上半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

①設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

②病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、4月～9月に合計784件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第68回専門部会(令和6年(2024年)4月26日開催)で述べられた主な意見

- ・ 行政の相談窓口での対応について、市民(県民)でない場合であっても相談を受け、その後の支援が必要な場合は居住自治体へつなぐといった対応が、どの自治体にも広がっていくとよい。
- ・ 慈恵病院、熊本県、熊本市で相談体制を整備してきた結果、慈恵病院の負担が減ってきている。しかしながら、複雑な事例もあり、相談件数のみで関係機関との比較は出来ない。

○第71回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

・ 開催日時：令和6年(2024年)10月31日(木)9:30~

(委員名簿)

氏名	役職	備考(分野)
安部 計彦	日本児童相談業務評価機関 代表理事	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター医師	小児科
遊亀 誠二	益城病院 精神科医師	精神科

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.51）
（検証対象期間：令和6年（2024年）10月1日～令和7年（2025年）3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和6年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

①設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

②病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～3月に合計637件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第71回専門部会(令和6年(2024年)10月31日開催)で述べられた主な意見

- ・ ゆりかごの扉の外に設置された、「ピヨカード」の取組については、父母の直筆で書かれたものが残ることで、出自を知りたいと思った時に有効なものとなり得る。
- ・ 母親に対するフォローは病院だけで出来ることは限られているので、行政と連携して支援出来るシステムが望ましい。ゆりかごに預け入れた後の支援が難しいのであれば、ゆりかごに預け入れる前に、妊娠中からの女性たちの支援ができるとうい。
- ・ 望まぬ妊娠については、学校や産婦人科からの一方的な性教育でなく、自分たちで考える取組が若い世代には大事なことである。

○第72回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

・ 開催日時：令和7年(2025年)4月23日(水)9:30～

(委員名簿)

氏名	役職	備考(分野)
安部 計彦	日本児童相談業務評価機関 代表理事	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
堀 浄信	熊本県養護協議会 会長	社会的養護
岩井 正憲	宮崎県立延岡病院 小児科部長	小児科
遊亀 誠二	益城病院 精神科医師	精神科

2 預け入れ状況について

令和6年度 公表項目及び件数

(単位:件)

項目	区分	件数	備考
1 件数	件数	14	
2 発見日時	曜日	日	2
		月	4
		火	0
		水	1
		木	0
		金	3
		土	4
3	時間帯	0～6時	3
		6～12時	1
		12～18時	9
		18～24時	1
4 性別	男	4	
	女	10	
5 年齢	新生児(生後1ヶ月未満)	14	
	(うち早期新生児(生後7日未満))	14	
	乳児(生後1ヶ月～生後1年未満)	0	
	幼児(生後1年～就学前)	0	
6 体重(新生児のみ)	1,500g未満(極低出生体重児)	0	
	2,500g未満(低出生体重児)	3	
	2,500g以上	11	
7 健康状態 1	良好	8	
	要医療	6	
8 身体的虐待の疑い	有の件数	0	
9 病院からの手紙の持ち帰り	有の件数	5	
10 子どもと一緒に置かれていたもの(着衣以外)	有の件数	7	
11	父母等からの手紙 有の件数	8	
12 熊本市が戸籍を作成した件数 2	有の件数	13	
13	有の件数	11	
14 父母等からの事後接触 3	接触時期	当日	2
		2日目～1週間未満	8
		1週間以上～1月未満	1
		1月以上	0
15 父母等の居住地 4	県内	1	
	九州(熊本県以外)	1	
	四国	0	
	中国	0	
	近畿	0	
	中部	0	
	関東	0	
	東北	0	
	北海道	0	
	国外	0	
不明	12		
16 父母等引取り	有の件数	0	

1 健康状態
 ・良好 医師による健康チェックの結果、異常なし。
 ・要医療 医師による健康チェックの結果、精密検査等何らかの医療行為を要する場合。

2 熊本市が戸籍を作成した件数
 棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。

3 父母からの事後接触
 親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。

4 父母等の居住地
 父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの。

(単位:件)

項目	区分	件数	備考
17 母親の年齢	10代	1	
	20代	8	
	30代	1	
	40代	0	
	不明	4	
18 預け入れに来た者(複数回答)	母親	12	
	父親	1	
	祖父母	0	
	その他	1	
	不明	1	
19 出産の場所	医療機関	0	
	医療機関(推測)	0	
	自宅	9	
	車中	2	
	その他(上記以外)	2	
	不明	1	
20 母親の婚姻状況	既婚(婚姻中)	1	
	離婚	0	
	死別	0	
	未婚	11	
	不明	2	
21 ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	車(自家用車)	6	
	航空機	0	
	新幹線等鉄道	7	
	その他(上記以外)	0	
	不明	1	
22 家庭の状況	ひとり親家庭	2	
	婚姻世帯	1	
	その他	11	
23 きょうだいの状況	なし	6	
	あり	4	
	(うち3人以上)	0	
	不明	4	
24 子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	1	
	母親と内縁関係	0	
	その他(恋人等)	2	
	その他(詳細不明)	2	
	実父に別の妻子あり	0	
	不明	9	
25 ゆりかごに預け入れした理由(複数回答) (預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類) 5	生活困窮	5	5 ゆりかごに預け入れした理由 複数の項目に該当する場合、 それぞれの項目に計上。
	親(祖父母)等の反対	1	
	未婚	3	
	不倫	0	
	世間体・戸籍	5	
	パートナーの問題	5	
	養育拒否	1	
	育児不安・負担感	1	
	その他	3	
	不明	5	

公表（開示）のあり方について

1 公表（開示）に当たっての基本的考え方

ゆりかごの利用状況に関しては、多くの人々による社会的検証の必要があることから、可能な限り公表（開示）することが望ましい。

2 公表（開示）の対象としないもの

熊本市情報公開条例により開示してはならないとされているもの。

- (1) 熊本市情報公開条例 7 条第 2 号に規定する特定の個人が識別されうる情報等（児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため、「特定の個人を識別することができることとなる」情報の範囲の検討は十分慎重に行う。）
- (2) 熊本市情報公開条例 7 条 4 号のイに規定する法人に関する情報であって、市長からの要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報で、その公にしない理由が合理的であると認められるもの。
- (3) 熊本市情報公開条例 7 条 7 号に規定する国等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

3 公表（開示）の対象期間

専門部会に報告され審議・確認が行われた令和 6 年度（2024 年度）の事例件数を公表（開示）の対象とする。

なお、件数の整理上、基準日については、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日とする。

(参考)

熊本市情報公開条例(抄)

(不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 略

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5)~(6) 略

(7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるお

それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

3 妊娠に関する悩み相談の状況について

熊本県	相談名	妊娠とこころの相談
	相談時間	9時～20時 電話：096-381-4340（日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	熊本県女性相談センター内
	対応者	嘱託職員（8名）：助産師・保健師・看護師の資格者
	概要	<電話相談> 9時～20時（日曜・祝日を除く）
	相談名	妊娠や出産に関する相談 （妊産婦等生活援助事業）
	相談時間	電話・来所相談 9時～17時30分（日曜・祝日を除く） メール相談 受付は24時間、回答は8時30分～17時30分（日曜・祝日を除く）
	相談場所	社会医療法人 愛育会 福田病院
	対応者	社会福祉士、助産師
	概要	電話・来所・メール相談 <電話相談> ・096-322-2995 ・「母子サポートセンターに相談です」とお伝えください。 <来所相談> ・母子サポートルームにて対応 <メール相談> ・info@fukuda-hp.or.jp
熊本市	相談名	妊娠に関する悩み相談
	相談時間	8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	各区保健子ども課地域健康班、各区福祉課福祉相談班
	対応者	職員、嘱託職員（専門相談員）
	概要	電話・来所相談
	相談名	にんしんSOS熊本（思いがけない妊娠・出産に関する悩み相談） （妊産婦等生活援助事業）
	相談時間	24時間・年中無休 電話：080-9068-7528
	相談場所	熊本乳児院
	対応者	熊本乳児院職員（助産師、保育士、社会福祉士等）
	概要	電話・メール・来所相談
慈恵病院	相談名	妊娠内密相談センター
	相談時間	8時30分～17時15分（夜間・休日は『にんしんSOS熊本』と連携して対応） 電話：096-366-3060
	相談場所	ウェルパルクまもと
	対応者	保健師、社会福祉士、心理相談員、養護教諭等
	概要	電話・メール・面談相談
慈恵病院	相談名	SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口
	相談時間	24時間 フリーダイヤル 0120-783-449
	相談場所	慈恵病院（電話相談は音声転送装置により専用携帯電話に転送。）
	対応者	新生児相談室室長 助産師（1名）保健師（1名）社会福祉士（1名）公認心理師（1名） 保育士（2名）栄養士（2名）養護学校教諭（1名）産業カウンセラー（1名）相談員（1名） 計12名
	概要	<電話相談> ・24時間 交代制 12名で対応 ・月2回 カンファレンス 対応者＋産婦人科医 ・カンファレンス時に翌月の担当日を決定 <メール相談> ・soudansitu@jikei-hp.or.jp <来院相談> ・新生児相談室で対応

妊娠に関する悩み相談件数 3機関合計

令和7年3月末 時点

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
熊本県	253	204	129	124	126	85	63	64	62	88	68	84	100	77	62	62	45	33	1,729
熊本市	732	594	439	391	438	496	392	445	308	197	471	726	597	463	736	1,005	2,585	2,661	13,676
慈恵病院	501	472	513	591	690	1,000	1,445	4,036	5,466	6,565	7,444	6,031	6,589	7,001	4,718	2,799	1,643	1,421	58,925
3機関合計	1,486	1,270	1,081	1,106	1,254	1,581	1,900	4,545	5,836	6,850	7,983	6,841	7,286	7,541	5,516	3,866	4,273	4,115	74,330

※平成29年度より、熊本市件数に産前・産後母子支援事業で受けた相談件数を含む。

※令和5年度より、熊本市件数に妊娠内密相談センターで受けた相談件数を含む。

※熊本県では妊娠や出産に関する相談（妊産婦等生活援助事業含む）として、R6年度に別途4,780件ある。

【参考】

	R5年度			R6年度			対前年比 ②-①
	上半期	下半期	計①	上半期	下半期	計②	
熊本県	25	20	45	21	12	33	▲ 12
熊本市	1,163	1,422	2,585	1,308	1,353	2,661	76
慈恵病院	920	723	1,643	784	637	1,421	▲ 222
3機関合計	1,188	2,165	4,273	2,113	2,002	4,115	▲ 158

令和6年度合計

	新・継		合計
	新規	継続	
県	27	6	33
市	389	2,272	2,661
慈恵	1,421	0	1,421
合計	1,837	2,278	4,115

	時間帯				合計
	0時～9時	9時～17時	17時～24時		
県	0	20	13		33
市	128	2,211	322		2,661
慈恵	302	651	468		1,421
合計	430	2,882	803		4,115

	来・電				合計
	来所	電話	その他		
県	0	33	0		33
市	55	1,367	1,239		2,661
慈恵	10	1,119	292		1,421
合計	65	2,519	1,531		4,115

	性別		合計
	女性	男性	
県	24	9	33
市	2,554	107	2,661
慈恵	1,232	189	1,421
合計	3,810	305	4,115

	相談者				合計
	本人自身	家族・知人	夫・パートナー	その他	
県	28	3	0	2	33
市	1,683	63	62	853	2,661
慈恵	1,101	40	111	169	1,421
合計	2,812	106	173	1,024	4,115

	情報源別							合計	
	ネット・サイト	カード・ポスター	案内・パンフ	他機関紹介	マスコミ情報	友人・知人	その他		
県	19	0	1	1	0	3	0	9	33
市	523	1	1	1,829	0	14	15	278	2,661
慈恵	1,393	3	1	4	4	9	7	0	1,421
合計	1,935	4	3	1,834	4	26	22	287	4,115

	婚姻の有無				合計
	未婚	婚姻中	離婚	不明	
県	14	9	0	4	27
市	163	79	10	137	389
慈恵	417	210	38	756	1,421
合計	594	298	48	897	1,837

	年齢							不明	合計
	15歳未満	15～18歳未満	18～20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上		
県	0	0	6	6	6	3	0	6	27
市	11	54	18	93	33	22	8	150	389
慈恵	25	81	70	238	120	55	12	820	1,421
合計	36	135	94	337	159	80	20	976	1,837

	地域				合計
	熊本市内	その他県内	県外	不明	
県	11	11	3	2	27
市	214	23	24	128	389
慈恵	50	51	551	769	1,421
合計	275	85	578	899	1,837

	職業				合計
	学生	有職者	無職	不明	
県	2	9	5	11	27
市	55	65	44	225	389
慈恵	148	181	69	1,023	1,421
合計	205	255	118	1,259	1,837

	相談内容(大分類)						合計
	妊娠・避妊に関する	思いがけない妊娠	中絶	妊娠・出産前後の不安	出産・養育について	その他	
県	16	4	1	8	1	3	33
市	375	603	77	621	826	159	2,661
慈恵	447	248	59	62	191	414	1,421
合計	838	855	137	691	1,018	576	4,115

	処理状況						合計
	傾聴・助言	情報提供	来所案内	他の相談機関紹介	緊急対応	その他	
県	33	0	0	0	0	0	33
市	1,711	848	0	8	12	82	2,661
慈恵	746	335	157	115	41	27	1,421
合計	2,490	1,183	157	123	53	109	4,115

令和6年度合計 相談内容(小分類)

	妊娠・避妊に関する相談											思いがけない妊娠										中絶について											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	その他	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	その他	22	23	24	25	26	27	その他			
	排卵時期・受胎日について	避妊について	緊急ピル	喫煙・薬物の影響	妊娠時の異常	妊娠判定	妊娠検査薬について	服薬・X線被爆等	保菌・治療中等	妊娠中の悩み	医療機関	その他	暴力・強姦	不倫	若年妊娠	未婚の妊娠	望まない妊娠	周囲(家族)の反対	夫・パートナーの反対	パートナーとの離別	男女判定	生活困窮	その他	中絶費用	中絶できる時期・周期	中絶できる医療機関	相手の同意	中絶の不安	中絶方法	その他			
県	0	5	3	0	0	3	0	0	0	3	0	2	16	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	
市	3	51	41	2	39	103	12	1	0	87	29	7	375	13	8	120	200	177	35	1	1	0	40	8	603	30	1	3	6	25	2	10	77
慈恵	16	18	20	1	33	288	6	4	3	25	4	29	447	9	12	48	65	41	14	17	7	0	19	16	248	18	6	8	9	2	2	14	59
合計	19	74	64	3	72	394	18	5	3	115	33	38	838	22	21	169	266	219	49	18	8	0	59	24	855	48	7	11	15	27	4	25	137

	妊娠・出産前後の不安							出産・養育について								その他						合計			
	28	29	30	31	32	33	その他	34	35	36	37	38	39	40	その他	41	42	43	44	45	46		その他		
	精神的な問題	産後の体調不良	産後うつ	マタニティー・ブルー	産後の生活について	手術について	その他	出産費用	養育費用	福祉サービス	戸籍関係	子育て支援	就労相談	DV・離婚相談	その他	不妊治療	夫婦生活	男女問題	婦人科に関する事	研究・苦言	その他の相談	その他			
県	4	0	1	2	0	0	1	8	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	2	3	33
市	239	37	28	0	307	3	7	621	12	73	61	32	600	7	23	18	826	14	2	2	58	1	82	159	2,661
慈恵	35	2	7	2	1	0	15	62	4	13	1	1	11	0	5	156	191	3	12	1	10	97	291	414	1,421
合計	278	39	36	4	308	3	23	691	16	86	62	33	611	8	28	174	1,018	17	14	4	68	98	375	576	4,115